	第五十八号第三改訂版	第九十三号	第二十一号改訂版	第百二十五号第三改訂版	第百六十七号改訂版	第百七十六号	第十七号第十一改訂版	第八十号第四改訂版	第十四号第九改訂版	第十六号第十改訂版	第百七十三号	第百七十四号	第二十五号第四改訂版	第百四十五号改訂版	第百二十九号第四改訂版	第百七十号	第十一号第四改訂版	第四十三号改訂版	第四十一号第五改訂版	第五十一号第三改訂版
第二条第十号の突入防止装置	○																			
第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置																				
第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置	○	○																		
第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置			○																	
第二条第十一号の四の内装	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の五の運転者席	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の六の運転者席	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の七の運転者席の視界支援装置	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十二号の座席	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の座席	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の三の座席ベルト	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十四号の二の年少者用補助乗車装置取付具	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十五号の二の年少者用補助乗車装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の二の窓ガラス	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十七号の騒音防止装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○